

事 務 連 絡
令和3年3月31日

各都道府県障害保健福祉主管課（部） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

補装具費支給制度における令和3年度の副本登録に関する留意事項について

日頃より、障害福祉行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）については、平成29年11月より本格運用を開始しております。

補装具費支給制度の情報連携における対応につきましては、これまでも事務連絡等において担当主管課（部）あてに周知を行ってきたところですが、今般、令和3年度の副本登録に関する留意事項を別紙にまとめました。

各都道府県におかれましては、この旨を管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に周知していただくとともに、管内の市町村における情報連携が円滑に実施されるよう、助言等の支援をお願いいたします。

補装具費支給制度における告示改正に伴う
「種目名称別コード」の修正について

- ・ 特定個人情報番号 8 の様式 B においては、補装具費の支給に係る「種目名称別コード」を含む副本登録を各市町村により実施いただいている。
- ・ この「種目名称別コード」は、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号。以下「補装具告示」という。）に規定する補装具の種目、名称等に基づきコードを付番している。
- ・ 令和 3 年 4 月 1 日より、補装具告示が改正され、型式の追加や名称変更等があったことに伴い、「種目名称別コード」に、改定された補装具告示の内容を反映させる予定である。そのため、令和 3 年 4 月 1 日以降に支給決定が行われた情報を副本登録する場合は、修正された「種目名称別コード」をもとに登録を行う必要がある。
- ・ ついては、各市町村において、修正された「種目名称別コード」に係る補装具費の支給決定が行われた場合には、「補装具種目名称別コード一覧表（令和 3 年度版）」を参照の上、当該補装具費支給情報に関する副本登録を随時行っていただくようお願いする。
- ・ なお、「補装具種目名称別コード一覧表（令和 3 年度版）」はデジタル PMO 及び当省ホームページに掲載する予定である。本事務連絡と「補装具種目名称別コード一覧表（令和 3 年度版）」について、管内市区町村及び身体障害者更生相談所に周知するとともに、指定自立指定医療機関、保健所にも情報提供していただくようお願いする。
【掲載先】（厚生労働省 HP）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai-shahukushi/yogu/index.html
- ・ また、コード値の変換等に用いられる様式については令和 4 年度の改版において修正を予定している。それまでの間については、新たに追加された「種目名称別コード」が自治体中間サーバーのマスタに反映されないため、情報照会をしても、コード値の変換が一部行われないう状態となるが、各市町村における副本登録は引き続き行っていただく必要があることにご留意いただきたい。